

## 平成 2 9 年度 津山市の保育園保育料

(単位:円)

階層区分		月額保育料						
		0 ~ 2 歳		3 歳		4 ~ 5 歳		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
2	市民税非課税世帯	7,400	7,200	5,500	5,400	5,500	5,400	
3	市民税均等割のみ課税世帯	12,500	12,200	10,000	9,800	10,000	9,800	
4	市民税所得割課税世帯	25,000 円未満	15,000	14,700	12,400	12,100	12,400	12,100
5		45,000 円未満	17,500	17,200	14,500	14,200	14,500	14,200
6		48,600 円未満	19,500	19,100	16,500	16,200	16,500	16,200
7		54,000 円未満	22,300	21,900	19,700	19,300	19,700	19,300
8		61,000 円未満	25,500	25,000	23,000	22,600	23,000	22,600
9		75,000 円未満	27,800	27,300	25,200	24,700	24,800	24,300
1 0		97,000 円未満	30,000	29,400	27,000	26,500	25,800	25,300
1 1		115,000 円未満	34,400	33,800	29,500	28,900	26,700	26,200
1 2		133,000 円未満	38,000	37,300	30,100	29,500	27,000	26,500
1 3		151,000 円未満	41,300	40,500	30,800	30,200	27,500	27,000
1 4		169,000 円未満	44,500	43,700	31,500	30,900	28,000	27,500
1 5		195,000 円未満	48,000	47,100	32,200	31,600	28,500	28,000
1 6		301,000 円未満	52,500	51,600	32,900	32,300	29,000	28,500
1 7		397,000 円未満	57,000	56,000	33,500	32,900	29,500	28,900
1 8	397,000 円以上	61,000	59,900	35,000	34,400	30,000	29,400	

年齢は、4 月初日時点の年齢です。

保育料は、保育の必要な時間の認定によって異なります。

保育料の算定基礎は、父母の市町村民税額です。4 月から 8 月分の保育料は平成 2 8 年度( 2 7 年分)市町村民税、9 月から 3 月分の保育料は平成 2 9 年度( 2 8 年分)市町村民税で算定します。

**多子軽減については別紙をご覧ください。**

## 保育園保育料に係る多子軽減について

園児が世帯の第3子以降の場合は、保育料は0円となります。

次の階層区分に属する世帯で、園児が世帯の第2子の場合は次のとおりです。

階層区分	0～2歳		3歳		4～5歳	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	0	0	0	0	0	0
3 ↓ 8	保育園保育料表の2分の1の額 ただし、第8階層は市町村民税額57,700円未満のみ					

次の階層区分に属し、母子・父子家庭の方や在宅障害児（者）のおられる世帯の第1子の保育料は、次のとおりです。第2子以降は0円となります。

階層区分	0～2歳		3歳		4～5歳	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	0	0	0	0	0	0
3	5,750	5,600	4,500	4,400	4,500	4,400
4	7,000	6,850	5,700	5,550	5,700	5,550
5	8,250	8,100	6,000	5,850	6,000	5,850
6～10	9,000	8,750	6,000	5,850	6,000	5,850

ただし、第10階層は市町村民税額77,101円未満のみ

上記 から に該当しない世帯で、2人の児童が入所している場合は、次のとおりです。

いちばん年齢の高い児童	上記表の金額	の合計額
2番目に年齢の高い児童	上記表の2分の1	

私立幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部および情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援および医療型児童発達支援を利用する就学前のお子さんがおられる場合は、在園証明等の提出が必要です。

注：多子計算の算定は、保護者と生計を一にする子ども（年齢は問わない）が対象となります。

多子計算は、子どものための教育・保育給付支給認定申請書や住民基本台帳を基に行っていますが、ご不明な点がございましたらご連絡いただきますようお願いいたします。